ガバメントクラウドファンディング
企業版ふるさと納税対象

みんなでつくる、つながり、かがやき、しあわせのまち

目標寄附額
100万円
ご支援を
お願いします！

※基本計画を基にしたイメージ図です。

プロジェクト名

「コミュニティ拠点・多世代交流拠点整備」プロジェクト

八尾市では、築50年以上が経過し老朽化が進む桂人権コミュニティセンターと周辺の公共施設を「コミュニティ拠点」「多世代交流拠点」となる複合施設として整備します。
このプロジェクトで私たちがめざすのは、年齢や市内外を問わず、誰もが自由に訪れ、自分らしく生き、交流できる、活気に満ちた八尾市の新しいシンボルです。
ご支援は施設整備費用の一部として大切に活用させていただきます。

（仮称）八尾市立桂３館複合施設の整備に関する基本計画についての情報はこちら

● 募集期間 ●
令和８年
９月１日（火）～
11月 29日（日）

新施設の各フロアの魅力

各階の「えんがわ」

誰もが自由に集い、思い思いの時間を過ごせるオープンスペースです。
イベントや飲食を通じて、地域内外の人々が気軽に交流し、新たなつながりを育むことができます。

※基本計画を基にしたイメージ図です。

1F　賑わい交流

親子がのびのび遊び、誰もが気軽に立ち寄り集えるフロア

・屋内プレイスペース　など

2F　生きがい・健康づくり

生涯にわたる「学び」に取り組み、仲間と楽しく「健康寿命」をのばすフロア

・講座室、料理室
・健康づくりコーナー　など

3F　暮らしと未来のサポート

市民の主体的な活動や学習・相談など、地域や人を支えるフロア

・学習室、相談室　など

ご支援の方法

①「八尾市 ガバメントクラウドファンディング」で検索し、専用の「申出書」をダウンロード

②申出書に必要事項を記入し八尾市ふるさと納税推進室に提出

③市から送付する「納付書」にて寄附金を納付

お問合せ先
ご提出先

【プロジェクト・お礼の品に関すること】
八尾市人権コミュニティセンター及び
周辺施設整備プロジェクトチーム
TEL：072-943-0334 / FAX：072-924-0175
E-mail：jinkomishisetsupt@city.yao.osaka.jp

【寄附に関すること】
八尾市ふるさと納税推進室
TEL：072-924-3949 / FAX：072-993-5944
E-mail：furusato@city.yao.osaka.jp

お礼の品　ご寄附のお礼として、企業名が入ったネームプレートを設置します。

No.	寄附金額	品名	内容
1	10万円	ネームプレート(大) 設置	企業名が入ったネームプレート【大サイズ】 （縦２㎝×横15㎝）を設置します

※ ネームプレートには、企業名のみを記載いたします。
※ 令和８年度分のご寄附に対し、同じ名称のネームプレートを複数枚設置することはできません。
（このプロジェクトは複数年実施する予定です。）
※ お礼の品を希望されず、20万円以上のご寄附をいただいた場合、市長より感謝状を贈呈させていただきます。
※ ネームプレートは、令和12年度完成予定の施設に設置いたします。

企業版ふるさと納税のポイント（税制上の優遇措置）

寄附に係る負担軽減

税制上の優遇措置を受けることができ、損金算入と税額控除により、最大で寄附額の約９割の税が軽減され、実質的な企業負担が **約１割** となります。

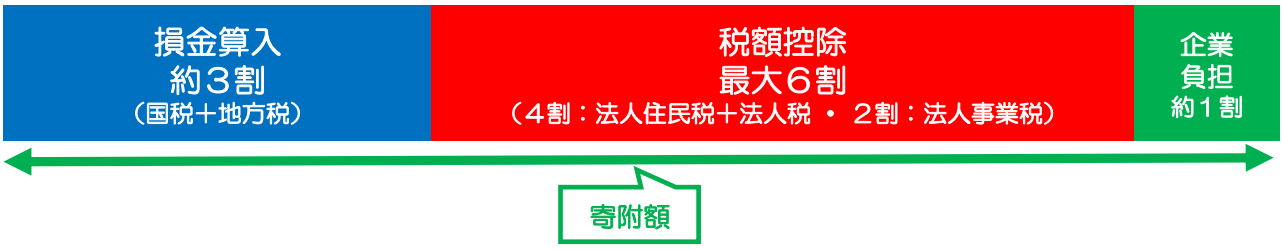

（例）100万円をご寄附された場合、最大約90万円の税の軽減効果があります。

■ 税目ごとの特例措置(税額控除)の内容
(1) 法人住民税　寄附額の４割を税額控除（法人住民税法人税割額の20%が上限）
(2) 法人税　法人住民税で４割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄附額の１割を限度（法人税額の５%が上限）
(3) 法人事業税　寄附額の２割を税額控除（法人事業税額の20%が上限）
※企業の財務状況等により税軽減効果は異なります。

対象となるご寄附の要件

■ **本社が八尾市外**に所在する企業様からのご寄附が、本制度の対象となります。
※本社とは、地方税法における「主たる事務所又は事業所」をさします。
※本社が八尾市外であれば、支店等が八尾市内にあっても対象となります。

■ １回あたり**10万円以上**のご寄附が対象となります。
■ **青色申告書**を提出していること

～ガバメントクラウドファンディングとは～
ふるさと納税制度を利用して行うクラウドファンディングで、寄附金の使い道をより具体的にプロジェクト化し、そのプロジェクトに共感した人たちから寄附を募る仕組みです。
「コミュニティ拠点・多世代交流拠点整備」プロジェクトは、企業版ふるさと納税の対象にもなるプロジェクトです。